

山梨県公報

第千二百四十二号

平成十三年

十一月十二日

月 曜 日

山梨県知事 天 野 建

目 次

家畜伝染病の発生	六〇一
河川法に基づく兼用工作物の工事等の協議	六〇一
争議行為予告通知の受理	六〇一
建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し(十三件)	六〇一
開発行為に関する工事の完了について(二件)	六〇一
開発行為及び公共施設に関する工事の完了について(三件)	六〇一

告 示

山梨県告示第四百九十四号

家畜伝染病予防法(昭和二十六年法律第六十六号)第十三条第一項の規定により、次のとおり家畜伝染病の発生の届出があつた。

平成十三年十一月十二日

山梨県知事 天 野 建

家畜伝染病の種類	家畜の種類	患畜又は疑似患畜の区分	発生	発生場所	発生年月日
腐蛆病	ちみそば	患畜	一	中巨摩郡八田村下高砂	平成十三年十月二十九日

山梨県告示第四百九十五号

河川法(昭和三十九年法律第六十七号)第十七条第一項の規定により、堤防と道路との兼用工作物の管理の方法について協議が成立したので、告示する。その関係図書は、山梨県土木部治水課及び富士北麓・東部地域振興局に備え置いて縦覧に供する。

平成十三年十一月十二日

公 告

- 一 河川の名称 相模川水系 宮川
- 二 河川管理施設の名称又は種類 左岸堤防
- 三 河川管理施設の位置 富士吉田市新西原四丁目千五百四十二番五地先から富士吉田市新西原四丁目千四百六十三番一地先まで
- 四 管理を行う者の氏名及び住所
 - 1 氏名 富士吉田市長 武川 勉
 - 2 住所 富士吉田市下吉田千八百四十二番地
- 五 管理の内容
 - 1 道路専用施設(路面(路盤の部分を含む。)、路肩、道路の附属物その他の専ら道路の管理上必要な施設又は工作物をいう。以下同じ。)の新設(道路の附属物に係るものに限る。)、改築、維持又は修繕
 - 2 路肩に接する法面で、当該路肩から法長一・〇メートルまでの範囲内にあるものについての維持
 - 3 原則として道路専用施設に係る災害復旧
 - 六 管理の期間 平成十三年十一月十二日から道路を廃止するとき、又は堤防の公用を廃止するときまで

山梨県知事 天 野 建

争議行為予告通知の受理

労働関係調整法(昭和二十一年法律第二十五号)第三十七条第一項の規定により、山梨民主医療機関労働組合執行委員長田野口博幸から次のとおり争議行為を行う旨平成十三年十一月一日付で通知があつた。

平成十三年十一月十二日

山梨県知事 天 野 建

- 一 事件
- 次の要求事項解決のため

- 1 賃金の引き上げ等に関する件
- 2 職員的大幅増員等に関する件
- 3 完全週休二日制等に関する件
- 4 その他の労働条件に関する件

二 日時 平成十三年十一月二十一日から要求解決まで

三 場所

甲府市宝一丁目九番一号 甲府共立病院
 東八代郡石和町広瀬六百二十三番地 石和共立病院
 中巨摩郡榑形町桃園三百四十番地 巨摩共立病院
 中巨摩郡榑形町桃園三百四十番地の一 巨摩共立歯科診療所
 東八代郡御坂町八千蔵五百三十八番地の一 御坂共立診療所
 東八代郡御坂町八千蔵五百三十八番地の一 御坂共立歯科診療所
 北巨摩郡武川村牧ノ原千三百七十一番地 武川診療所
 北巨摩郡武川村牧ノ原千三百七十一番地 武川歯科診療所
 甲府市丸の内二丁目九番二十八号 共立歯科センター
 甲府市宝一丁目三番三号 山梨総合健診センター
 中巨摩郡竜王町富竹新田二百三十一番地の一 竜王共立診療所
 甲府市丸の内二丁目九番二十九号 甲府駅前共立診療所
 南巨摩郡増穂町長沢二百二十五番地の一 ますほ共立診療所
 甲府市宝一丁目九番一号 甲府共立在宅介護支援センター
 中巨摩郡榑形町桃園三百四十番地 訪問看護ステーションあらくさ
 甲府市宝一丁目五番十号 訪問看護ステーションすずかけ
 東八代郡石和町広瀬六百二十三番地の二十四 東八訪問看護ステーションほほえみ
 中巨摩郡敷島町中下条九百二十番地の一 敷島訪問看護ステーションやすらぎ
 東八代郡御坂町八千蔵五百三十八番地の一 御坂・八代訪問看護ステーションたんぼぼ

北巨摩郡武川村牧ノ原千三百七十一番地 かいこま訪問看護ステーション
 甲府市宝一丁目九番一号 あすなる甲府薬局
 東八代郡石和町広瀬六百二十三番地の二十四 あすなる石和薬局
 中巨摩郡榑形町桃園三百七十七番地の二 あすなる巨摩薬局
 北巨摩郡武川村牧ノ原千三百六十六番地の二 あすなる武川薬局

以上の病院、診療所、薬局をとりまく地域と病院、診療所、薬局の構内及び全職場、又は一部職場

四 概要

三に掲げる場所において、全体的あるいは部分的に、連続、断続を含む全ての業務の停止をはじめ、あらゆる形の争議行為とこれに対する妨害排除の一切の争議行為を単独又は併用して行う。ただし、救急患者及び重症患者の為の保安要員については、必要に応じて配置する。

● 建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し

許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があったので、建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。
 平成十三年十一月十二日

- 山梨県知事 天 野 建
- 一 処分をした年月日 平成十三年十月一日
 - 二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名
 - 1 商号 エスアイ産業株式会社
 - 2 主たる営業所の所在地 東八代郡中道町中畑百六十番地一
 - 3 代表者の氏名 入原 勉
 - 三 許可番号 山梨県知事許可（般 九）第六〇五二号
 - 四 処分の内容 建築工事業、大工工事業、屋根工事業、タイル・れんが・ブロック工事業及び内装仕上工事業に係る一般建設業の許可の取消し
 - 五 処分の原因となった事実 平成十三年九月二十六日付けで四に掲げる建設業を廃止した旨の届出があった。

● 建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し

許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があったので、建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。
 平成十三年十一月十二日

- 山梨県知事 天 野 建
- 一 処分をした年月日 平成十三年十月八日
 - 二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名
 - 1 名称 清水工務店
 - 2 主たる営業所の所在地 北巨摩郡明野村浅尾千五百八十五番地
 - 2 代表者の氏名 清水政治
 - 三 許可番号 山梨県知事許可（般 八）第二八八九号
 - 四 処分の内容 建築工事業に係る一般建設業の許可の取消し
 - 五 処分の原因となった事実 平成十三年十月八日付けで四に掲げる建設業を廃止した旨の届出があった。

● 建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し

許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があったので、建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。

平成十三年十一月十二日

山梨県知事 天野 建

- 一 処分をした年月日 平成十三年十月九日
- 二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名
 - 1 商号 株式会社望月工業
 - 2 主たる営業所の所在地 南巨摩郡富沢町福土二千九百二十番地二
 - 3 代表者の氏名 望月孝明
- 三 許可番号 山梨県知事許可(般 一一)第六八九五号
- 四 処分の内容 土木工業業及びとび・土工工業業に係る一般建設業の許可の取消し
- 五 処分の原因となった事実 平成十三年十月二日付けで四に掲げる建設業を廃止した旨の届出があった。

● 建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し

許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があったので、建設業法(昭和二十四年法律第九号)第二十九条第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。

平成十三年十一月十二日

山梨県知事 天野 建

- 一 処分をした年月日 平成十三年十月九日
- 二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名
 - 1 商号 黒川建設株式会社
 - 2 主たる営業所の所在地 塩山市下小田原二百七十五番地
 - 2 代表者の氏名 黒川武雄
- 三 許可番号 山梨県知事許可(特 九)第三〇八号
- 四 処分の内容 建築工業業、大工工業業、屋根工業業、タイル・れんが・ブロック工業業及び内装仕上工業業に係る特定建設業の許可の取消し
- 五 処分の原因となった事実 平成十三年九月十二日付けで四に掲げる建設業を廃止した旨の届出があった。

● 建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し

許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があったので、建設業法(昭和二十四年法律第九号)第二十九条第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。

平成十三年十一月十二日

山梨県知事 天野 建

- 一 処分をした年月日 平成十三年十月九日

二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名

- 1 商号 湘南建設株式会社
- 2 主たる営業所の所在地 富士吉田市松山千四百十四番地一
- 2 代表者の氏名 渡邊亨子
- 三 許可番号 山梨県知事許可(特 一一)第五六二三号
- 四 処分の内容 建築工業業、大工工業業、屋根工業業、タイル・れんが・ブロック工業業、鋼構造物工業業及び内装仕上工業業に係る特定建設業の許可の取消し
- 五 処分の原因となった事実 平成十三年九月十二日付けで四に掲げる建設業を廃止した旨の届出があった。

● 建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し

許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があったので、建設業法(昭和二十四年法律第九号)第二十九条第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。

平成十三年十一月十二日

山梨県知事 天野 建

- 一 処分をした年月日 平成十三年十月九日
- 二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名
 - 1 名称 木下工業
 - 2 主たる営業所の所在地 山梨市下井尻三百四十九番地三十一
 - 3 代表者の氏名 木下佐吉
- 三 許可番号 山梨県知事許可(般 一一)第八三三三三号
- 四 処分の内容 土木工業業、とび・土工工業業、石工業業、鋼構造物工業業、ほ装工業業、しゅんせつ工業業及び水道施設工業業に係る一般建設業の許可の取消し
- 五 処分の原因となった事実 平成十三年九月十二日付けで四に掲げる建設業を廃止した旨の届出があった。

● 建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し

許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があったので、建設業法(昭和二十四年法律第九号)第二十九条第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。

平成十三年十一月十二日

山梨県知事 天野 建

- 一 処分をした年月日 平成十三年十月十五日
- 二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名
 - 1 商号 有限会社小林木工建材

- 2 主たる営業所の所在地 西八代郡市川大門町四千九十四番地
- 3 代表者の氏名 小林六雄
- 三 許可番号 山梨県知事許可(般 八)第七六二二号
- 四 処分の内容 建築工事業、大工工事業、屋根工事業、タイル・れんが・ブロック工事業及び内装仕上工事業に係る一般建設業の許可の取消し
- 五 処分の原因となった事実 平成十三年十月十日付けで四に掲げる建設業を廃止した旨の届出があった。

● 建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し

許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があったので、建設業法(昭和二十四年法律第百号)第二十九条第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。

平成十三年十一月十二日

山梨県知事 天 野 建

- 一 処分をした年月日 平成十三年十月二十二日
- 二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名
 - 1 商号 富士島建設株式会社
 - 2 主たる営業所の所在地 韮崎市富士見三丁目七番二十九号
 - 3 代表者の氏名 井上勲
- 三 許可番号 山梨県知事許可(特 九)第一〇七五号
- 四 処分の内容 管工事業に係る特定建設業の許可の取消し
- 五 処分の原因となった事実 平成十三年十月十五日付けで四に掲げる建設業を廃止した旨の届出があった。

● 建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し

許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があったので、建設業法(昭和二十四年法律第百号)第二十九条第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。

平成十三年十一月十二日

山梨県知事 天 野 建

- 一 処分をした年月日 平成十三年十月二十二日
- 二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名
 - 1 商号 有限会社小岩建設
 - 2 主たる営業所の所在地 塩山市赤尾二百九十八番地一
 - 3 代表者の氏名 小岩登
- 三 許可番号 山梨県知事許可(般 八)第五三四八号

- 四 処分の内容 土木工事業、舗装工事業、しゅんせつ工事業及び水道施設工事業に係る一般建設業の許可の取消し
- 五 処分の原因となった事実 平成十三年十月十七日付けで四に掲げる建設業を廃止した旨の届出があった。

● 建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し

許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があったので、建設業法(昭和二十四年法律第百号)第二十九条第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。

平成十三年十一月十二日

山梨県知事 天 野 建

- 一 処分をした年月日 平成十三年十月二十二日
- 二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名
 - 1 商号 ジャパンホームズ株式会社
 - 2 主たる営業所の所在地 中巨摩郡昭和町紙漕阿原二千六百二十七番地一
 - 3 代表者の氏名 富田保彦
- 三 許可番号 山梨県知事許可(般 一三)第七〇六七号
- 四 処分の内容 建築工事業、大工工事業、屋根工事業、タイル・れんが・ブロック工事業及び内装仕上工事業に係る一般建設業の許可の取消し
- 五 処分の原因となった事実 平成十三年十月十七日付けで四に掲げる建設業を廃止した旨の届出があった。

● 建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し

許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があったので、建設業法(昭和二十四年法律第百号)第二十九条第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。

平成十三年十一月十二日

山梨県知事 天 野 建

- 一 処分をした年月日 平成十三年十月二十九日
- 二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名
 - 1 名称 初鹿工業
 - 2 主たる営業所の所在地 甲府市上今井町千九百二十八番地五
 - 3 代表者の氏名 初鹿今朝美
- 三 許可番号 山梨県知事許可(般 九)第六一八三号
- 四 処分の内容 塗装工事業に係る一般建設業の許可の取消し
- 五 処分の原因となった事実 平成十三年十月二十三日付けで四に掲げる建設業を廃止

した旨の届出があった。

● 建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し

許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があったので、建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。

平成十三年十一月十二日

山梨県知事 天 野 建

- 一 処分をした年月日 平成十三年十月二十九日
- 二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名
 - 1 商号 有限会社井上設備工業
 - 2 主たる営業所の所在地 山梨市東後屋敷百八番一
 - 3 代表者の氏名 井上勝臣
- 三 許可番号 山梨県知事許可（般 一一）第六九七八号
- 四 処分の内容 土木工事業、とび・土工工事業、石工事業、鋼構造物工事業、ほ装工事業、塗装工事業及び水道施設工事業に係る一般建設業の許可の取消し
- 五 処分の原因となった事実 平成十三年十月二十二日付けで四に掲げる建設業を廃止した旨の届出があった。

● 建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し

許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があったので、建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。

平成十三年十一月十二日

山梨県知事 天 野 建

- 一 処分をした年月日 平成十三年十月二十九日
- 二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名
 - 1 商号 有限会社村松建設
 - 2 主たる営業所の所在地 中巨摩郡竜王町西八幡二千七百二十二番地
 - 3 代表者の氏名 村松桂司
- 三 許可番号 山梨県知事許可（般 一一）第七〇〇三号
- 四 処分の内容 土木工事業、建築工事業、大土工事業、とび・土工工事業、石工事業、屋根工事業、タイル・れんが・ブロック工事業、鋼構造物工事業、ほ装工事業、内装仕上工事業及び水道施設工事業に係る一般建設業の許可の取消し
- 五 処分の原因となった事実 平成十三年十月二十三日付けで四に掲げる建設業を廃止した旨の届出があった。

● 開発行為に関する工事の完了について

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の許可に係る開発行為に関する工事は、完了した。

平成十三年十一月十二日

山梨県知事 天 野 建

- 一 開発区域（工区）に含まれる地域の名称
中巨摩郡昭和町飯喰字道下一八九の一
- 二 開発許可を受けた者の住所及び氏名
中巨摩郡昭和町築地新居二千二百番地 内藤寛之

● 開発行為に関する工事の完了について

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の許可に係る開発行為に関する工事は、完了した。

平成十三年十一月十二日

山梨県知事 天 野 建

- 一 開発区域（工区）に含まれる地域の名称
中巨摩郡田富町大田和字下河原一二九二の三
- 二 開発許可を受けた者の住所及び氏名
西八代郡市川大門町千六十の三番地 有限会社 深澤木工建材 代表取締役 深澤 義文

● 開発行為及び公共施設に関する工事の完了について

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の許可に係る次の開発行為に関する工事及び開発行為のうち公共施設に関する工事は、完了した。

平成十三年十一月十二日

山梨県知事 天 野 建

- 一 開発区域（工区）に含まれる地域の名称
中巨摩郡昭和町西条字岡畑二五九一の四、二五九一の九、二五九一の一、二五九〇の二、二五九四の二、二五九四の三及び二五九五の一並びに昭和町西条字松ノ木三〇七一の一
- 二 公共施設の種類、位置及び区域

公共施設の種類	位置及び区域
道	路

